

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

里親・ファミリーホーム・施設のあり方の検討に関する調査研究 報告書

<実施主体名>

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が明示され、現在、里親支援体制の充実や、施設における小規模化・地域分散化、高機能・多機能化が進められている。そのような中、新たな法改正に向けて議論がなされた社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）において、里親・ファミリーホーム・施設の今後のあり方の検討や、施設の小規模化・地域分散化の推進に向けた検討を開始することが提言されている。

これらを踏まえ、本調査研究では報告書案において提言のあった検討を進めるための第一ステップとして、里親・ファミリーホーム・施設における養育の実態を明らかにし、課題を整理、分析することを目的とし、各協議会等の協力得ながら、子供のケアニーズの実態を明らかにするために社会的養育を必要とした背景や、現在特別な配慮を要する事項についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

調査の結果、先ず子どもにおいては虐待、非行等を要因として入所しているケースが多く、さらに、それらは結果としての事象であり、虐待や非行の発生する要因として親側の疾患・障害や経済的な困窮状態といった複数の困難が重複していることがアンケート調査並びヒアリング調査から確認された。特に、4つ以上の要因が重複しているケースが14.6%～60.2%と、社会的養護にある子どもたちが、逆境的な状況におかれていることが改めて確認された。なお、母子生活支援施設に入所する母においては、DV被害による入所の割合が高いこと、それに加えて母自身が養育において多重な困難を抱えている場合も多く、特に母自身の家族との関係に問題がある場合があることも確認された。

次に特別な配慮を要するケアニーズとして、発達障害やトラウマ起因の行動、家族との関係への葛藤や面会頻度が十分でないこと、愛着形成のための密な関与等が主に挙げられた。これらは、単独で発生するのではなく、虐待等を由来としてトラウマ起因の行動やPTSDに伴う多様な課題が発生していた。特に、今回のアンケート調査では、特別な配慮が4つ以上複合している場合が17.6%～60.0%となっていた。単独で発生する割合の高さだけではなく、それが複合的に発生することがより養育者・支援者の理解と対応に困難を生じさせていると考える。

更に、これらは、単独で発生するのではなく、虐待等を由来としてトラウマ起因の行動やPTSDに伴う多様な課題が発生することや、時間や養育者・支援者との関係性によって変化していくものであることも確認された。

これらの調査結果に加え、更なる実態の把握として、日常生活を営むためのケアの状況や、子ども間によって生じるケアニーズ、それに付随する養育者・支援者の体制・運営状況等について把握していく必要があると考える。更に、今後の施設運営や支援の更なる充実を見据えると、例えば計画的な採用やICT活用等が考えられることから、これらの状況等についても把握が必要と考えられる。また、本事業で把握した子ども（母）に対する特別な配慮の実態を踏まえ、各協議会として支援が必要な内容や、国の制度として対応すべき事項等についても、更なる実態の把握を踏まえて今後検討していく必要がある。